

隣保館だより

第442号

2023年 4月号

発行◎九重町隣保館

大分県玖珠郡九重町大字右田3088-2

TEL: 0973-76-2468 FAX: 0973-76-2446



九重町隣保館

わごう 和合

あなたのそばに^{りんぼかん}隣保館
差別^{さべつ}のない
明るく^{あか}暮らせるまちづくり
ひとりひとりが^{しゅじんこう}主人公
笑顔^{えがお}と感謝^{かんしゃ}を^{わす}忘れずに

様々な人権

私たちは、誰もがみな、人間らしく幸せに生きていくための権利を持っています。この権利を「人権」といいます。人権は私たちが幸福な生活を営んでいくために侵すことのできない普遍の権利であり、日本国憲法によってすべての国民に保障されています。すべての人の人権が尊重されるためには、社会のしくみを整えていくことはもちろん、私たち一人ひとりの考え方や行動を見つめ直すことが必要です。

大分県の人権9課題

「大分県人権尊重施策基本方針」では、大別して8つの課題と様々な人権問題に分類して9課題として取り組みを進めています

- ①部落差別問題、②女性の人権問題、③子どもの人権問題、④高齢者の人権問題、⑤障がい者の人権問題、⑥外国人の人権問題、⑦医療をめぐる人権問題、⑧性的少数者の人権問題、⑨様々な人権問題
様々な人権問題には、①～⑧以外の様々な人権問題があげられます。

様々な人権問題

●犯罪被害者やその家族の人権

犯罪被害者やその家族は、事件によって直接被害を受けるだけではありません。心無い人々の言動により名誉・心情を傷つけられたり、メディアの行き過ぎた報道によってプライバシーが侵害されたりするなどの二次的被害を受けることがあります。犯罪被害者やその家族の人権に対し、無責任な噂や中傷、興味本位での報道など起きないように、人権的視点をもって接することが大切です。

●プライバシー権の保護

コンピューターやインターネットの普及・発達による情報通信技術の急速な進展に伴い、豊かで便利になった反面、個人の情報が大量に外部漏洩し、脅迫や架空請求などの犯罪に利用される事態も生じています。個人情報とは、個人の人格と密接に関連しており、慎重に扱われる必要があります。個人情報の性格と重要性を十分認識し、適正に取り扱うことが大切です。

●ネット社会の人権

匿名で気軽に情報発信できることを悪用し、差別的な書き込みや他人への誹謗・中傷、個人のプライバシーに関わる情報の掲載、リベンジポルノとされる画像の流出・拡散など誰かを傷つけたり、トラブルや犯罪に巻き込まれるケースが多発しています。画面の向こうにいるのは自分と同様に尊重されるべき人であることを意識することが大切です。インターネットがあたりまえのように使われている社会にふさわしい人権感覚が求められています。

●アイヌの人々の人権

先住民であるアイヌの人々に対する理解が十分でないため、学校や就職、結婚などにおいて偏見や差別が依然として存在しています。

●刑を終えて出所した人の人権

刑を終えて出所した人に対しては、根強い偏見や差別意識があり、就職やアパート等への入居などに関する問題が起きています。また、本人だけではなく、その家族なども地域社会や職場、学校などで差別的な取り扱いを受けることがあります。

●路上生活者の人権

何らかの理由により路上生活者となった人々に対して、嫌がらせや暴行事件などの人権侵害等の問題が発生しています。

これらの問題のほか、公益通報者の保護、北朝鮮当局による人権侵害問題、自然災害に起因する人権問題、パワーハラスメント等による労働者への人権侵害など様々な人権の課題があります。

社会が複雑、多様化し、また、人々の人権意識が高揚することにより、新たな人権や今まで見過ごされていたような人権が生じるものと考えられます。

いろいろな違いを認め合い、お互いを個人として尊重し、共生していける社会を築いていかなければなりません。

あなたのそばの隣保館

◆隣保館は身近な相談窓口です◆

九重町隣保館は年間を通じて下記のような事業を実施します。

- 相談事業 人権相談 毎週月・木曜日9:00~16:00まで
- 啓発・広報事業 人権学習や隣保館だより、人権DVD・本の貸し出しもを行います。
- 地域福祉事業 隣保館ハッスルシルバーズ（デイサービス）を行っています。
- 地域交流事業 生け花教室・編み物教室・歌声サロン・パワーアップ教室・パソコン教室
- 貸館事業 文化活動等のグループ活動や話し合いなど、事前に申し込みをいただければ利用することができます。

九重町隣保館人権学習会について

九重町隣保館では、年間4回の人権学習会を開催しています。

人権課題にすべての人が関係する以上、わたし達は人権について学ぶ必要があります。

2023年度の「九重町隣保館人権学習会」は、次の人権課題について年4回開催します。

部落差別をはじめとした、あらゆる人権課題について学習し、自らの人権感覚を磨いていきましょう。

みなさんの参加をお待ちしています。

5月17日(水) 19:00~
テーマ「様々な人権問題」

9月20日(水) 19:00~
テーマ「部落差別」

11月15日(水) 19:00~
テーマ「高齢者の人権」

2023年2月21日(水) 19:00~
テーマ「子どもの人権」

2023年度 九重町隣保館 テーマ ひとりひとりが主人公

私たちは社会生活を営む中で様々な人と関わりあうこととなります。その中で相手を大切にし、自分も大切に接することで「ひとりひとり（自らの人生の）主人公」であることが実感でき、「人権」が尊重される社会が築けるといえます。

ひとりひとりがお互いを大切にし、違いを認め、自分らしく生きていく。そして人権問題を自分の課題として考え、ともに支え合い、認め合う九重町をめざして、このテーマのもと隣保館事業を行います。

新任のごあいさつ

皆様には、平素より隣保館の運営及び事業の推進に対しまして、深いご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

本年度、組織機構に伴い、人権尊重・部落差別解消推進課長兼隣保館長を拝命いたしました。隣保館勤務は初めてではありますが、一生懸命に取り組んでまいります。

業務等につきましては、これまでどおり周辺地域を含めた住民の福祉の向上や人権啓発の拠点となる開かれたコミュニティーセンターとして、各種相談事業や人権課題の解決のために、経験豊かなスタッフとともに事業に取り組んでまいります。

また、誰もが気軽に立ち寄れる、そして相談できる館づくりを目指していきます。地域の皆様とお会いできることを楽しみにしています。

各種の相談等でお困りの方がおられましたら、どうぞお気軽にお越し下さい。お待ちしております。

人権尊重・部落差別解消推進課長兼隣保館長 小田 執 司



退任のごあいさつ

もうすぐ山菜もたけなわとなる季節を迎えましたが、皆様方におかれましては、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

このたび4月の人事異動に伴い、藤野と後藤の2名は隣保館から離任しました。異動先は藤野が農林課、後藤が建設課となります。

隣保館では藤野が1年、後藤は4年の在任期間であり、皆様方と出会い隣保館での活動を通じて、人権の大切さと啓発活動の重要性を再認識出来たことは、私たちにとって貴重な経験となりました。

これまでの、隣保館の運営及び事業の推進に対しまして、深いご理解とご協力を賜り厚く感謝申し上げますとともに、皆様方のご健勝とご多幸を祈念いたしましてお礼のごあいさつとさせていただきます。

藤野 匡 宏
後藤 大

お 知 ら せ

隣保館人権学習会を開催します

- 日 時：2023年5月17日(水) 19:00～
- 場 所：九重町隣保館 2階 展示室
- テーマ：様々な人権問題(刑を終えて出所した人の人権 他)
- 講 師：池部小枝子さん(大分県人権啓発講師)



◇これからの行事◇

【月・木は人権相談日】

月 日	行 事 名
4月20日(木)	ハッスルシルバース(コスモス会)
4月25日(火)	歌声サロン
4月27日(木)	ハッスルシルバース(たけのこ会)



月 日	行 事 名
5月 1日(月)	編み物教室
5月 2日(火)	パワーアップ教室
5月12日(金)	生け花教室※第2週の開催です。
5月15日(月)	編み物教室
5月17日(水)	隣保館人権学習会
5月18日(木)	ハッスルシルバース(コスモス会)
5月23日(火)	歌声サロン
5月24日(水)	カラフルタイム
5月25日(木)	ハッスルシルバース(たけのこ会)